



医動物・種類同定検査結果（令和6年10月～令和7年3月）

▶ 人の健康を害する、または不快感を与える昆虫類等の種類を同定することによって、発生源、発生時期、人に対する害などが分かり、効果的な対策を立てることにつながります。

▶ 昆虫類1件(チャタテムシ目)、その他の節足動物5件(クモ目5件)でした。

カルバペネム耐性腸内細菌目細菌(CRE)感染症のまとめ 2024年分離株について

▶ CRE は、いわゆる薬剤耐性菌の一種で、国際的にも人類にとって脅威になると考えられています。
▶ 当所では、市内の医療機関で検出された感染症法上の届出対象及び届出対象外(院内感染関連株、医療機関からの精査依頼株等)、計 99 株の CRE の解析を行いました。

▶ CRE の中でも特に公衆衛生上問題となるカルバペネマーゼ産生腸内細菌目細菌(CPE)については、*Enterobacter cloacae complex* が最も多くなっています。*Escherichia coli* 及び *Klebsiella oxytoca* は分離株数は少ないものの、全株が CPE であり、分離された際は注意すべき菌種であると考えられます。

遺伝子組換え食品の検査結果（令和6年度）

▶ 遺伝子組換え食品は、内閣府にある食品安全委員会で安全性に問題ないと判断され承認された後、国内での製造・輸入・販売等が可能になります。横浜市では平成13年度から、安全性が未承認の遺伝子組換え食品が市内に流通していないか、また、適正な表示が行われているかを検査し確認しています。

▶ 安全性未承認の遺伝子組換え食品の定性検査として、トウモロコシ加工品18検体及びコメ加工品10検体を検査した結果、違反検体はありませんでした。▶ 安全性承認済みの遺伝子組換え食品の定量検査として、ダイズ穀粒2検体を検査した結果、違反検体はありませんでした。

食品中のアフラトキシン検査結果（令和6年度）

▶ アフラトキシンはカビが産生する毒素です。発がん性物質として知られ、食品全般に対して総アフラトキシンに10 μ g/kg、乳中のアフラトキシンM1に0.5 μ g/kgの規制値が設けられています。

▶ 令和6年5月にアーモンド、ホワイトペッパー等の計4検体について、総アフラトキシンの検査を行いました。規制値を超えるものはありませんでした。また、令和7年2月に牛乳6検体について、アフラトキシンM1の検査を行いました。全て不検出でした。

食品中の動物用医薬品検査結果（令和6年11月～令和7年2月）

▶ 動物用医薬品は動物の疾病の治療、予防及び発育促進の目的で使用されます。畜水産食品中に残留する動物用医薬品が人の健康に害を及ぼすことのないよう、消費者庁は残留基準を設定しています。

▶ 魚介類や鶏卵など計17検体を検査しました。その結果、すべて不検出でした。